

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 1 月 9 日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成 26 年 12 月 10 日、大田原市湯津上 5 番地 594 地先、市道湯津上浄法寺線で発生した側溝蓋によるタイヤ及びホイールの損壊事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 20,952 円

2 和解の内容

(1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額 20,952 円を支払う。

(2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○